

第四章『法華義疏』の書風に関する先行研究と本研究の仮説

先行研究と本研究では、書風分析の内容に違いが見られる。

ここでは、その差異を仮説としてまとめ、本研究における『法華義疏』異筆分析のための条件を整える。

第一節 先行研究における『法華義疏』の書風分析

書風に関する先行研究について調査し、時代様式がどのように解説されているのかを分析することで、『法華義疏』研究の現状と方法を論述し、本研究の課題を明らかにする。

(1)書道史的概観を通して表現された先行研究の内容

『法華義疏』は、日本書道史上における重要な遺品であるが、詳細な書風分析は少なく、概説書、図録、全集などには、一般に六朝の書風とするものが多い。

まず、『書道全集』には田中塊堂氏の解説があり、「書風は六朝でも写経体を離れた、含蓄豊かな圓味をもった早筆で、異体文字の多いのも、その古さを語っている。⁽¹⁾」としている。

『日本書道大系』には、飯島春敬氏が、「様式的には北魏というべきであろう。⁽²⁾」としている。『十誦比丘戒本』(四〇六)を共通の書風として挙げ、「この北方系の日常書と、聖徳太子筆の法華経義疏の草稿本と比べると、流石に十誦比丘戒本の書風の方が隸意が強く、時代の古さを思わせるが、様式上では一脈の共通性が感じられるのである。⁽³⁾」としている。また、東魏天平三年(五三六)の『賢愚経』を「これもさながら聖徳太子の法華経義疏の源流とみえ

(1) 田中塊堂「法華義疏」(『書道全集・9』平凡社 1980年) 146頁

(2) 飯島春敬「聖徳太子 法華義疏 資料解説」(『日本書道大系』講談社、昭和49年)

(3) 同上

る。⁽⁴⁾」として挙げている。

「中国の隋が天下を統一したのは西暦五八九年であるが、その後の朝鮮には南方文化も盛んになったと思われる。しかしそれまでの朝鮮及び日本の文化の根幹は北方的であり、従って聖徳太子の学問もその書もそれに準じたものであるのは当然であるから、十誦比丘戒本と法華経義疏との様式上の一致はそれを示唆した一例と見ることが出来る。⁽⁵⁾」と北朝の書の影響について言及している。

『日本書道大系』にはまた、飯島太久磨氏が、「書風は中国における三、四世紀の北方系の書の影響を強くうけて⁽⁶⁾」いるとし、北朝の『十誦比丘戒本』(四〇六)を挙げ、極めて近似していると解説している。両者の共通点を「早書き」に求め、それを書風の要因とし、「いわゆる写経体のような整然としたものではなく、それだけにのびやかさがあり、字形にも自由さがみられ楽しい。⁽⁷⁾」としている。

飯島春敬氏は、上述の他にも北朝の影響について述べ、「波法が美しく草隷の気分があり、智恩院所蔵の菩薩處胎經(西魏大統十六年、550)を草書にした感じである。⁽⁸⁾」とし、『法華義疏』の方が古體であるのは、「百済經由のそれより遡る北魏の文化を受継いでいることに原因している⁽⁹⁾」と述べている。

(4) 飯島春敬「論章 4 聖徳太子筆法華義疏について」(『飯島春敬全集・第一巻』書藝文化新社、昭和 59 年) 84 頁

(5) 飯島春敬「論章 4 聖徳太子筆法華義疏について」(『飯島春敬全集・第一巻』書藝文化新社、昭和 59 年) 84 頁

(6) 飯島太久磨「聖徳太子 法華義疏 書法解説」(『日本書道大系』講談社、昭和 49 年)

(7) 同上

(8) 飯島春敬「聖徳太子筆 法華経義疏」(『定本書道全集 第八巻』河出書房新社 昭和 31 年、名著普及会 昭和 55 年復刻) 170 頁

(9) 飯島春敬「聖徳太子筆 法華経義疏」(『定本書道全集 第八巻』河出書房新社 昭和 31 年、名著普及会 昭和 55 年復刻) 171 頁

朝鮮半島経由の文化については、栗原治夫氏が『書道芸術』の中で、「正倉院に伝えられる『新羅国官文書』と共通する面が多く、このような六朝風の書体が新羅を経て、我が国に伝えられたことを推測させる。⁽¹⁰⁾」としている。

春名好重氏は、同時代の鞍作止利が造った法隆寺金堂釈迦三尊像が、北魏様式であるとされることなどから「当時は北魏風が流行していたのではないかと考えられる。『法華義疏』の書風も北朝風と考えられる。⁽¹¹⁾」としている。

以上、『法華義疏』の書風を六朝風のものであるとし、北朝の影響が顕著であるとする説である。それぞれ近似の遺品を挙げているが、大略的な印象を述べているに過ぎず、具体的な文字例は示されていない。

この他、堀江知彦氏は、「今ここに取り上げている義疏の筆法が、シナでは四世紀の前半に一般的のものであったことを実証しています。⁽¹²⁾」とし、また、「ことに右払いのいわゆる波法に隷書的な気分を持ったシナ六朝の書風をよく反映し、⁽¹³⁾」と六朝の書風の影響が見られることを述べている。

また、字形の横長なこと、「三過折」の筆法が見られないことを『法華義疏』の特色とし、六朝の書風との関連を解説している。

「三過折」の筆法というのは、線を引く場合に起筆を明快にして強調し、それから線を引き始め、運筆の後、終筆でまた力を入れて

(10) 栗原治夫「法華義疏」(『書道芸術 別巻 第四』中央公論社、昭和48年)20頁

(11) 春名好重「法華義疏」(『書の古代史』新人物往来社、昭和62年)50頁

(12) 堀江知彦「聖徳太子・法華義疏」(『日本の書・三十人選』創元社)11頁

(13) 堀江知彦「最古の肉筆—法華義疏—」(『書道の歴史』)7頁

整えるというもので、楷書には基本的に見られる筆法である。

『法華義疏』は、「つまり気楽にスーと筆を入れて、終わりも特に力を込めて押すなんていうことはない。ですから、見た目がひじょうに明るくって、窮屈な感じを与えないわけであります。⁽¹⁴⁾」と筆法から受ける印象を述べている。

そして、比較対象として、『法隆寺金堂釈迦三尊像光背銘』(推古三十一年 623)、『賢劫経』(大業六年 610)、『李柏文書』(東晋 咸和三～五年 328～330「羽田亨説」、王羲之の『喪乱帖』(永和元年、345『王国維説』)、『孔侍中帖』の 5 点の遺品をあげ、「三過折」の見られない筆法を解説している。

取り上げた遺品の内、『法隆寺金堂釈迦三尊像光背銘』は唯一の金石資料である。『法華義疏』と同時代とされる日本の遺品であり、楷書で書かれているため、「三過折」の筆法が見られてもよいはずであるが、これが見られない、としている。このことから、日本には当時、金石文においても紙片においても「三過折」のない書風が通用していたと判断している。

また、当時の交通事情から、大陸の文化が入ってくるのは相当に時間がかかり、「一時代も二時代も古い時代にはやったものが朝鮮を經由して日本に入ってきた、すなわち仏教と同じ経路を辿って日本に入ってきたと、こういうふうに考えた方が妥当ではないかと思われる⁽¹⁵⁾」とし、隋の『賢劫経』に関しては、「『法華義疏』の書風が大業六年の年号をもった隋朝の書風と一致するからといって、す

(14) 堀江知彦「書道から見た聖徳太子の法華義疏(II)」(『総合歴史研究 第3巻 第1・2号』)22頁

(15) 堀江知彦「書道から見た聖徳太子の法華義疏(II)」(『総合歴史研究 第3巻 第1・2号』)23頁

ぐ隋の影響だと決めてしまうわけにはいかないのであります。⁽¹⁶⁾」
と結論付けている。

『喪乱帖』、『孔侍中帖』は能書の誉れ高い王羲之が筆者であり、
『李柏文書』は、普通の役人の筆跡であるが、「三過折」のない書
風は共通であるとし、中国では、これが時を経て隋に残り、やがて
大業六年の『賢劫経』に結実し、日本には朝鮮半島を経由し、時間
をかけて、ようやく飛鳥時代に伝わった、と結んでいる。

従って、『法華義疏』に見られる「三過折」のない書風は、「隋よ
りはもっと古い書風が、朝鮮を経て、この推古朝の日本の書風に影
響を与えた結果であると、考えた方が実状に近いのではないか⁽¹⁷⁾」
とし、隋の『賢劫経』に近似の書風を見出しながら、直接的影響を
否定し、当時の交通事情という背景を根拠に、更に遡る、六朝の影
響を指摘している。

以上、先行研究において、六朝の書風、または北魏の書風の影響
が見られるという説について論述した。しかし、いずれの説も鑑識
眼を頼りに、書風に対する印象を述べたものに過ぎない。

(16) 堀江知彦「書道から見た聖徳太子の法華義疏(Ⅱ)」(『総合歴史研究 第3巻 第1・2号』) 23頁

(17) 同上 23頁





(2) 具体的文字例を示して分析が行われた先行研究の内容

ここでは、具体的な文字例を示して分析が行われた先行研究について論述する。

『書道全集』には、吉澤義則氏が具体的文字例を示し、仮名の発達との関連を述べている。

まず、「六朝の書風の匂いさながらに見ることのできる⁽¹⁸⁾」とし、「これが千三百年前の書かと、日本式なる能書に驚いたもので、その時上村氏は⁽¹⁹⁾、まるで平安朝に見るような軽い筆致が窺われると評したものであった。」と感慨を述べている。「太子の軽快、敏活なる御用筆は、女手の発生、連綿体の出現を予言するものであって、漢土には、求めることのできない妙趣である。こうした先天的なる用筆上の特質は、私をして、日本書道中のものたることを信ぜしめるのである。⁽²⁰⁾」と筆致から日本の書であるとしている。

そして、仮名の発達と『法華義疏』との関係について述べ、平仮名と字母の関係について「と」の「止」、「ほ」の「保」を挙げている。解説の文中には、以下の文字⁽²¹⁾を例に挙げている。

	「止」	「保」
漢土の草書体		
平仮名の母字		

(18) 吉澤義則「日本書道史1」(『書道全集・9』平凡社 1980年) 4頁

(19) 同上 5頁「故上村觀光氏とともに拝観して」との記述が見られる。


(20) 同上 5頁

(21) 同上 6頁より抜粋した。

比較の対象は、正倉院の万葉仮名文書、天平宝字六年(七六二)の紙背である。

中国ではすべて、図に示すような「漢土の草書体」が使われており、筆順を追っても、この用筆法からは平仮名の「と」や「ほ」は想定できないとし、このことから、日本には、文字の簡略化に関し、独自性があったのではないかと述べている。平仮名の原形となる「平仮名の母字」は、草書体とは違う書き方のものなのではないかとして例を挙げ、これを「当時、日本書道は、漢土書道には見られない独自性を持っていたことを想わせる唯一無二の尊い資料である。」としている。

そして、『法華義疏』の中には、「止」の草書体しか見られず、万葉仮名文書にあるような、日本独自の字形は見られないことを、遺憾であるが、それがまた、中国書道の影響を直接的に受けていた証拠であるとしている。

「止」が草書体で書かれている理由について、「太子がかつて法華経に脱字あることを疑い全経を隋に求められた際⁽²²⁾に御書の隋の書道から伝えられたものがあったことに、疑う余地はないと思うのである。太子に内外典を授けたのは、慧慈、覺智の兩人であって、ともに韓国人であったけれども、この  字の伝統はこの御訂正の際に起こったものであろうことは、法華義疏の御書に、六朝風の匂いが見られる点とともに、やはり彼の土の影響であったことを

(22) 聖徳太子と『法華経』の脱字に関しては、文献に記述が見られる。

a 太子謂慧慈法師曰。法華経中此句脱字。師之所見者如何。法師答啓。他國之経亦無有字。「上宮聖徳太子傳補闕記」(『大日本仏教全書』名著普及會刊、昭和五十九年復刻)2頁

b 太子謂惠慈法師曰。法華経中。此句落字。師之所見者如何。法師答啓。他國之経亦无有字。太子曰。於此句際落一字耳。吾昔所持之経。思有此字。「聖徳太子傳曆上卷」(『大日本仏教全書』名著普及會刊、昭和五十九年復刻)11頁

思わしめるのである。⁽²³⁾」としている。

つまり、吉澤義則氏は、『法華義疏』の軽快、敏活な用筆から、これを日本の書とし、もし仮に、この中に万葉仮名文書に見られるような、独特の字形が見られたならば、仮名生成の萌芽として、重要な事例となるが、それは見られない、としている。書風は六朝風でありながら、草書体が正確であるのは、聖徳太子が隋に經典を求めたという文献記述を参考に、この時、正確な草書体を知るに至ったのではないかと仮定している。

『法華義疏』の草書体については、この他に、中田勇次郎氏が『書道藝術』の中で述べている。

「義疏ではとくに行草体が見られるところに意義がある。⁽²⁴⁾」とし、「この書体は中国の章草から出た草書と見るべきで、章草は筆が軽快敏捷で、一種のリズムをもって書かれる。⁽²⁵⁾」としている。そして、書道博物館所蔵の『維摩経義記』(西魏大統五年、539)を比較対象として挙げ、「この中には『為』『明』『所』など太子の義疏と同一の筆法の字を見出すことができる。」とし、更に、「そのほか『外』『大』などの波磔も章草の筆法であり、なお多くの例を拾うことができる。この書が古い草書の法を伝えているものであることがわかる。⁽²⁶⁾」として章草と関連があることを述べている。

また、日本書道史における位置については、「草書の法をかくも早くに日本に伝えたということについては、たしかにこれを日本の

(23) 吉澤義則「日本書道史1」(『書道全集・9』平凡社、1980年)5頁

(24) 中田勇次郎「聖徳太子の法華義疏」(『書道藝術 第十一巻』中央公論社、昭和47年)178頁

(25) 同上178頁

(26) 同上178頁

和様書道が草書から出ていることに関連づけることもありうるかもしれないが、それほどはつきりとした源流となるとは言い切れないところがある。」と慎重な態度を示している。

この他には、西川寧氏が具体的な文字例を示し、『法華義疏』の書風について詳細な論証を加えている。

まず、昭和二十三年四、五月、東京国立博物館で日本美術総合展が開かれた折、『法華義疏』の原巻を手にした際に残した記録を、冒頭に載せている。

「この細身の文字は右まわりの快速な調子にのった、便宜を旨とする筆記体である。しかしなかなか行きとどいた構成力を示し、まことに練達の筆である。⁽²⁷⁾」とし、次に、現存する諸章疏との違いを述べ、「北涼あたりから純粹の写経以外に数多くの章疏を見るが、それらは同じの純粹の写経に比べると粗放稚拙であり、乱雑である。筆なれた僧侶の署名のあるものもあるが、中には修行僧が自身で苦勞しながら写し取ったという跋をつけたものも少なくない。義疏はこの章疏の体をふまえたものだが、それらとは違って、一字一字の構成が知性に満ちている。六朝以来の一般の章疏よりも一層高い文化性を認めないではいられない。⁽²⁸⁾」と書風から文化性の高さが感じられることを述べている。

西川寧氏は、実見の際に、卷子本に関するメモを残し、「以下は巻一のみについての記録による⁽²⁹⁾」と前置きをし、論を深めている。西川氏の取ったメモが、なぜ巻一のみであるのか、その事情は

(27) 西川寧「書法」(『法華義疏 解説』聖徳太子奉讃會 昭和四十六年)57頁

(28) 同上 57頁

(29) 同上 57頁

書かれていない。西川氏の論文は、『法華義疏』文字の実例を示し、それを基に時代策定を行っている。

以下、西川寧氏の論文を概括し、本研究の『法華義疏』書風分析の道標としたい。

①別字 西川氏はまず、異体字がどのように使われているかを調査することによって『法華義疏』の時代策定を行っている。比較資料は、南北朝の北魏以降のもの写経 49 点、隋代が写経 21 点、石刻 78 点、初唐のもの写経抄本 16 点、石刻 8 点と 172 点を数える。それによると、北魏以来の異体字と同様のものが 29 字と最も多く、西川氏は「古風の多いこと⁽³⁰⁾」に注目している。そして「隋朝に初めて現れる字がことに特別の条件で強い印象を与えることは注意しなければならない。⁽³¹⁾」と隋代の異体字に強い関心を寄せている。

西川氏の調査の結果、隋以降にしか例を見ない文字は「等」「果」「巖」の 3 字であり、隋以降に近似の例が見られる文字は「華」「敷」の 2 字である。

中でも「果」については異体字調査の前段階から着目し、解説を行っている。それは、「果の中心の縦画を一筆にせず、田と木とを全く切り離して書いている⁽³²⁾」という字形によるもので、「大へん印象的である。⁽³³⁾」として、この字形は「今のところ隋の前になく、またその後にも見ない。⁽³⁴⁾」と隋代特有の異体字であることを述べている。更に、唐以降にしか例を見ない「演」と「軀」につ

(30) 西川寧「書法」(『法華義疏 解説』聖徳太子奉讃會 昭和四十六年)63 頁

(31) 同上 63 頁

(32) 同上 62 頁

(33) 同上 62 頁

(34) 同上 62 頁

いて解説し、これら二字は、字形のよく似た別の文字が唐以前に通行していることを挙げ、特に「演」は字形のよく似た別の文字と訓詁的に通用、混同が見られることから、唐以前に使われていた可能性のあることを示唆している。

これらの結果から、「別字の限り、義疏は隋朝圏の外のものではあるまい⁽³⁵⁾」と隋代通行の異体字が『法華義疏』で使われているとしている。

②様式 西川氏は次に、「様式」について論じている。

敦煌発見の北魏以来隋に至る経典の章疏を「総じて力強く、肉太く、厚味があり、体臭的なものを感じせしめ、文字の構造的においで強固なものを見せる。⁽³⁶⁾」とし、それに対し『法華義疏』の書風は「鋭利であり、寛綽であるだけに、一面、六朝のものより構造的性の弱さを感じないではいられない。⁽³⁷⁾」とその風格に違いがあることを述べている。そして結論的な言い方は避けつつも、「これは筆者の個性や民族性によるのか、或は、当時の文化系統が当然に属した百済の書法というものに由来するのであろうか。⁽³⁸⁾」と述べている。明言を避けているが、当時の文化状況から鑑みるに、西川氏の言う「文化系統が当然の如く百済に属していた」とは、すなわち当時の日本を指すものであり、これは、筆者が日本人であることの可能性を指し示すものである。加えて、文字から立ち昇る風格

(35) 西川寧「書法」(『法華義疏 解説』聖徳太子奉讃會 昭和四十六年)63頁

(36) 同上 63頁

(37) 同上 63頁

(38) 同上 63頁

の遠因を「民族性によるのか」と疑問を表しつつ、問いかけているのも同様の事情に因るものであると思われる。

様式の中で西川氏はまず、「門がまえ」の非常に略した形を挙げ、北魏以来の章疏に用いられた伝来のものとして、特殊な形ながら消息がたどれる事から、朝鮮半島を経て日本にまで伝わったのではないかとしている。

「寸のついた字」については、時代策定の判断基準とし、隋代の様式を伝えていることを明らかにしている。

その書き方とは、まず、「寸」の縦画の腰を、外側に広く遠く回り込むようにして、鋭利なはねをつくらない。その後、最後の点をどこに置くかであるが、縦画に対抗し、離して遠くに打つものが「等」「得」「尋」「尊」の4例、更に離して遠くに打つ点が「寸」の横画の上に乗っているものが「時」「得」「等」の3例。また時に、「寸」の横画の左をのばさないで短くし、それによって生じた広い空間に横画から離して点を打つものが「等」「尊」の2例。

西川氏は、「この傾向は斉周にすでに見えるが、隋に入るといよいよ盛んになる。」とし、隋の開皇十三年(593)の『曹子建碑』には前述の「尊」「得」「尋」「時」「等」の他に「侍」「詩」「遵」の3例が「寸」の横画を短くし、離して点を打つものであるとして挙げ、『法華義疏』の形がこれと全く一致することから、様式論的に言うところ隋の様式であると定めている。

西川寧氏は分析の結果から、①別字、②様式、二つの側面のいずれを見ても、『法華義疏』は隋文化圏の影響下にある、としている。

以上、『法華義疏』の書風に関する先行研究は、先に述べた日本

書道史の概説書、全集などでは、一般に広く六朝の書風としている。それに対し、西川寧氏は具体的に文字を示して分析にあたり、隋の様式としている。

六朝とする説は、鑑識眼にのみ頼った解説であり、詳細な書風分析は見られない。隋の書風とする西川寧氏の説は、具体的な文字例を示しての分析である。

西川氏の説とそれ以外の説では、時代策定の方法及び様式の判断結果、共に違いが生じている。

分析結果の違いは、分析方法の違いであると言うこともでき、書学において、研究の方法論が未だ、確立されていないという問題点を明らかにしていると考えられる。これに対する検討を加えることが本研究の課題であると考えている。

第二節 本研究における分析項目の設定と改補修正貼紙

『法華義疏』は、全巻にわたり、料紙の大きさに統一性がなく、完全な一紙に満たないものが、数多く見られる。また、四巻を通じて、修正があり、貼紙が施されている箇所も散見する。

こうした貼紙の中には、白色の紙の部分が見られることから、先行研究の内容を調査し、第二章において、8箇所を列挙した。灰褐色の全体の中においては異質である。本研究は、改補修正貼紙の中から、異筆の箇所を分別するということを研究目的としている。

しかしながら、先行研究には、改訂、修正、貼紙などが、すべて同一人物の手によるものとしている説がある。

まず、笹山晴生氏は「『法華義疏』には、刀削、脇書、貼紙、二行の細書などで諸所に訂正が行われ、草稿本であることを示すが、筆はすべて同一人⁽³⁹⁾」であるとしている。

飯島春敬氏は、「法華経義疏四巻の書写現状から察すると、本文に修正があり、これが草稿本であることは明らかであるが、修正の箇所はすべて本人同筆である。⁽⁴⁰⁾」としている。

堀江知彦氏は、「全巻まったく同一の筆蹟でありまして、つまり訂正された部分の筆蹟も訂正されていない部分の筆蹟も全部同一人の筆蹟でありますから、すなわち異筆は全然混っておらないのでありますから、どうてい問題とはなりえないのであります。⁽⁴¹⁾」と異筆の存在を否定している。

(39) 笹山晴生「聖徳太子」(『書の本日本史』平凡社、昭和53年)106頁

(40) 飯島春敬「論章4 聖徳太子筆法華義疏について」(『飯島春敬全集・第一巻』書藝文化新社、昭和59年)62頁

(41) 堀江知彦「書道から見た聖徳太子の法華義疏(1)」(『綜合歴史研究 第3巻 第1・2号』)20頁

以上、三つの説においては、全巻を通し、すべて同一筆者による修正としている。

しかし、花山信勝氏の論文では、「後人加筆」との疑念を生じさせる箇所が存在することを述べ、西川寧氏の論文にも、「別筆の四行」とする論文がある。「後人加筆」、「別筆」という両氏の説は、いずれも修正、貼紙に関わる部分である。

修正、貼紙のどの部分に先行研究があり、異筆であるとの論述があるのか、関係を明らかにするため、第二章で示した白色による貼紙部分と合わせ、一覧表にした。

次頁に示し、論述のための資料とする。

- ①「紙色」に関しては、石田茂作氏と花山信勝氏の説について調査し、第二章の「白紙」の表を基にして、本文よりも褐色の強い、題号の部分を加えた。
- ②「異筆判断」は、西川寧氏の説と花山信勝氏の説を基に、文字数を示した。その際、花山信勝氏の説は、五文字以上のものについて抜粋を行った。石田茂作氏の測定した料紙寸法の表⁽⁴²⁾と照合することで、「何巻第何紙」、「品題」の記述を加えた。
- ③「釈文」は、『大日本仏教全書』にある『法華義疏』の記述と照合し、掲載した。
- ④貼紙に関する時代策定は、定説となっている題号の「奈良時代」と、西川寧氏の「唐にまで降らない」とする巻一第三十四紙の説である。先に述べたように、改補修正貼紙は「すべて同一人の筆跡」とする説が、3例ある。

⁽⁴²⁾ 石田茂作「装潢」(『法華義疏解説』聖徳太子奉讃会 1971年)13頁

改補修正貼紙に関する先行研究 (紙色については第二章(6)を参照)

	文字数	釈文	紙色	異筆判断	時代策定
見返し(題号)	2行	法華義疏第一 此是大倭(委)國 上宮王私集 非海彼本	褐色(有封・不真)	異筆(定説)	奈良 (定説)
卷一第三紙 (序品)	15文字	亦為説言有如是人等共聞 聞必非虚	白紙(有田茂作氏, 花山信勝氏)	筆者自身 (花山信勝氏)	
卷一第三十四紙 (方便品)	4行	擬宜而樂生无大機故 不得以大乘為化 就第一以 實智作擬宜中 亦有 第一初一行偈 明作擬宜 處及目數 第二從我所得智慧以下 一行至偈 正 作擬宜 思惟如是事者 即謂下所擬宜事也 我亦 得智慧者 即	白紙(花山信勝氏)	別筆 (西川寧氏), 後人加筆・拙筆 (花山信勝氏)	唐・宋地 降之次 (西川寧 氏)
卷四第六紙 (法師品)	一紙	通經人 就第一教經中有五重 第一略量為數言諸 經中去華量尊 第二從乘王當知以下 勝人為數 言在大則人尊 第三從乘王在在處處以下 據處為 數言在地則地貴 第四從多有人在家出家以下 就 因為嘆言諸修行中不如聞此經 第五從具有樂生求 信道者以下 就果為嘆 言諸經中不如法華壽量 果 然若論稱機為說合得判者 則諸教皆爾 所以 稱嘆法華為第一者 唯就會前開後為論故 然會前 者 明二重无異路語与源同歸 開後者 語与源皆 成轉 佛壽命是窮極中 則開聖製之前路 在當住 之由動 而後兩重 二儀雙明 所以立即言已說當 說合說 而四重可見 但就第三壽量中 即有去 説譬説 去説亦可見 就壽説即有關合 譬如有人 乘乏須水於波高原穿盤求之猶見乾土者 本譬壽量 果 高原譬初教及第二波若教 乾土譬八十年果 言前二教中求壽量果不得 但得八十年果 却水尚 遠 施功下已者 譬開維摩教 轉見濕土者 濕土 譬維摩教七百阿僧祇少近 泥譬今日法華經 其 心決定知水必近者 至法華方知壽量果 本泥譬 土譬无量壽經 從菩薩亦如	白紙(有田茂作氏, 花山信勝氏)	本人講書 (有田茂作氏, 花山信勝氏)	
卷四第十九紙 (壽量品)	40文字	一正釋 第二從諸善男子以下 結示滅非實滅 就 第一正釋中亦有 第一 通明示滅開化物 第二 釋	白紙(有田茂作氏, 花山信勝氏)	後人加筆 (花山信勝氏)	
卷四第二十三紙 (壽量品)	33文字	皆可見 實神通力如是以下一行偈 讀上第一 結示 滅非實滅 但文少廢 蓋則是一也	白紙(有田茂作氏, 花山信勝氏)	後人加筆 (花山信勝氏)	
卷四第二十九紙 (觀世音品)	11文字	復爾時 一者處以下 第四勸進	白紙(有田茂作氏, 花山信勝氏)	後人加筆 (花山信勝氏)	
10文字以下					
卷一第六紙 (序品)	5文字	事茲(并) 竟即有	白紙(有田茂作氏, 花山信勝氏)	後人加筆 (花山信勝氏)	
卷二第十九紙 (譬喻品)	8文字	何由能解此之智慧		後人加筆 (花山信勝氏)	
卷二第三十一紙 (譬喻品)	10文字	合諸百不受中有 第一		後人加筆 (花山信勝氏)	
卷三第十四紙 (信解品)	9文字	是故當住時以下 教旨		後人加筆 (花山信勝氏)	
卷四第五紙 (法師品)	8文字	有人求信道以下四		後人加筆 (花山信勝氏)	
卷四第二十二紙 (壽量品)	4文字	故 正為此 又法、 消良醫唯(只) 〇〇(只) かたゑる志思行る	白紙(有田茂作氏)		

表からわかるように、白色の貼紙は、8箇所、先行研究で異筆との論述がある修正、貼紙は、10箇所である。

また、修正、貼紙の中で、紙色または書風のどちらか一方に論述が見られるものは、13箇所である。

表にあるこれら13箇所の内、先行研究において「紙色」、「書風」以外にも、「時代策定」、「内容」といった各方面からの解釈が複数見られ、重複して論述があるのは、10文字以上の貼紙についてである。

以下の5箇所が、それにあたる。

- ①巻頭見返し題号 2行
- ②巻一第三十四紙 4行
- ③巻四第六紙 1紙
- ④巻四第十九紙の貼紙 40文字
- ⑤巻四第二十三紙の貼紙 33文字

これらは、『法華義疏』の内容解釈、書風分析、紙の持つ文化背景、伝世の経緯など、様々な意義から論述が行われてきている。

次の節では、これら10文字以上の貼紙の中で、特に、先行研究において多方面からの論述があるものについて論述する。

尚、巻四第六紙は、先行研究と本研究で解釈が異なっている。先行研究においては同一筆者とし、本研究では異筆であると考えている。そこで、巻四第六紙については節を改め、先行研究と本研究の違いを明確にする。

そしてこれを、本研究における書風分析のための指標とし、仮説としたいと考えている。

第三節 設定された分析項目に関する先行研究の内容

ここでは、『法華義疏』の貼紙に関し、先行研究に見られる論述について調査することで、本研究の課題を明らかにする。

具体的には、第二節において示した 5 箇所の貼紙の内、巻四第六紙を除いた 4 箇所について論述する。

尚、巻四第十九紙の貼紙と巻四第二十三紙の貼紙については、先行研究において関連した内容が見られる。このため、一つの項目として論述する。

(1)巻一の冒頭、題号の部分

『法華義疏』が、図録等に掲載される時取り上げられるのは、多くが、巻一の冒頭部分である。原本の現状を案内する際にこの部分が扱われるためか、概説等には必ず記述が見られる。

掲載されるこの部分の書風が異なることは、既に定説となり、奈良時代の書風とされている。

『日本書蹟大鑑』には「その第一巻の内題の下方…じつは、これはもと表紙の巻止めの部分であった。…に、『此是大委国上宮王私集非海彼本』（此は是^{やまとのくににかみつみかのおおきみ}大委国上宮の王の私の集なり。海の彼の本に非ず。）と記す。その書風は本文と異筆であるが、奈良時代に遡るもの。これにより、すでに千二百年も前から筆者が聖徳太子であるとして喧伝されていたことを知る。⁽⁴³⁾」とある。

この冒頭、見返しの部分は、『法華義疏』の伝来に関する問題及び伝称筆者である聖徳太子に関連する文献資料でもある。

『書道全集』の中で吉澤義則氏は「法華義疏は、維摩義疏、勝鬘

(43) 『法華義疏』（『日本書蹟大鑑』講談社、昭和 49 年）186 頁

義疏とともに、太子の著述であることは、その内題下に、これはこれ^{やまとのくに}大委國の^{かみつみやのおほきみ}上宮王の私の集なり。^{うみのかなたのふみ}海彼本に^{あらず}と書いてあるので明らかである。この識語を加えたのはやや遅れて天平時代である。『委』は『倭』の略字である。⁽⁴⁴⁾としている。

また、『日本書道大系』には飯島春敬氏が、「これはもと卷子の表紙の題字となっていたものを切換えて、本文の右に接合したのである。書体はもとより本文と別筆であるが、奈良時代前期を降らない。⁽⁴⁵⁾」とし、また、「法華経義疏第一巻の端書（もと表紙題字）は奈良時代の書風であるが、行信奉納に際して加えられたものと解すべきであろう。⁽⁴⁶⁾」とし、伝来の経過について述べている。

天平宝字五年（761）の『法隆寺伽藍縁起並流記資材帳』には、「律師行信。覓求奉納者⁽⁴⁷⁾。」とある。この天平時代の記述は、奈良時代の書風である冒頭の題号と、時代的に見て符号するとしているのである。

堀江知彦氏もまた、「『法華義疏第一』という文字とこれ（此は大委國上宮王私集非海彼本）とは同筆でありまして、しかも書風から見ますと、これは奈良時代を下るものではないと思います。誰が書いたかわかりませんが、とにかく奈良時代に表紙を付け替えまして、そうして表紙のおもてにだれかが書いておいたわけであります。⁽⁴⁸⁾」としている。

(44) 吉澤義則「日本書道史1」（『書道全集・9』平凡社、1980年）4～5頁

(45) 飯島春敬「聖徳太子 法華義疏 資料解説」（『日本書道大系』講談社、昭和49年）

(46) 飯島春敬「論章4 聖徳太子筆法華義疏について」（『飯島春敬全集・第一巻』書藝文化新社、昭和59年）84～85頁

(47) 「法隆寺伽藍縁起並流記資材帳」（『大日本古文書 編年之二』大日本圖書株式会社、明治34年 東京大学出版會、昭和43年復刻）511頁

(48) 堀江知彦「書道から見た聖徳太子の法華義疏(1)」（『綜合歴史研究 第3巻 第1・2号』）17頁

付属の竹帙と象牙の籤(ふだ)については、「その表には『法華經疏四卷』、背面には『御製』と書かれています⁽⁴⁹⁾。

さきの外題⁽⁵⁰⁾といい、この牙籤の文字といい、その書風は決して奈良時代を下るものではありません。⁽⁵¹⁾と時代を定め、更に背景について「やや余談にわたりますが、表紙を新たに



して外題や註記を書いたのと、竹帙を新調したのとは同時ではなかったでしょうか。それはいつのことか、おそらくは、『法隆寺東院資材帳』の記す律師行信が『覓求』めて法隆寺に『納め奉』ったその時ではなかったか、と想像されます。⁽⁵²⁾とし、やはり、天平時代の文献と奈良時代の書風を重ね合わせている。ある時期、やむを得ず寺外に出たであろう事情については、「寺の火災にかかったの非常帯出ではなかったのか⁽⁵³⁾」という可能性をあげ、法隆寺再建論の関わりから考えても資料的価値は高いとしている。

見返し接合については、「この註記は、現在では、本文のすぐ前にちょうど内題のような形で継がれていますが、もとは表紙としての外題だったのです。それを、その外題の損傷するのを恐れて、表

(49) 右図(『法華義疏』牙籤)は、堀江知彦「書道から見た聖徳太子の法華義疏(1)」より抜粋した。(『総合歴史研究 第3巻 第1・2号』)17頁

(50) 前頁に記述があり、「法華義疏第一。此是大委国上宮王私集非海彼本。」を指す「本文のすぐ前にちょうど内題のような形で継がれていますが、もとは表紙としての外題だったのです。」「最古の肉筆—法華義疏—。(『書道の歴史』)2頁

(51) 堀江知彦「最古の肉筆—法華義疏—。(『書道の歴史』)3頁

(52) 同上 3頁

(53) 同上 3頁

紙をはがし、継ぎ手を逆にして巻き込めるように、ずっと後になって接合したのです。こういうことは別に珍しいことではなく、たとえば、『高野切本古今和歌集卷第二十』の二巻も同類の一例です。ここに見られる『此是云々』の註記は、この書物が舶載本ではなくて、太子のご著作に成ることをわざわざことわったものです。⁽⁵⁴⁾とし、『法華義疏』が聖徳太子の筆であるということの証明になる記述であるとしている。

この見返しの保存と接合に関しては、石田茂作氏が、拝観を基にした独自の見解を述べている。

まず、表紙の現状について、「大正十五年の聖徳太子奉讃会発行の複製本には古代錦の表紙がついているため、御物の原本にも錦の表紙がついていると思う人もあるか知れぬが、実際はボロボロの紙表紙である。⁽⁵⁵⁾」とし、「表紙の紙質は寫疏料紙より厚手で、色も栗色をしている。⁽⁵⁶⁾」と述べている。破損の激しい表紙の全体に白薄絹を貼り、補強している状況を述べ、題箋があり、外題が墨書されているため、その部分だけ絹を切り抜いて、それが見えるようにしている、と解説している。巻一冒頭に関しては、「紙の色が見返しの紙色と違うから、嘗ては、この巻の表紙であったものが、表紙が破損したので表紙を新補し、この文字のところだけを切り取って、この見返に貼付保存したものであろうと漠然と思っていた。⁽⁵⁷⁾」と拝観前の解釈を記している。

(54) 堀江知彦「最古の肉筆『法華義疏』」(『書道の歴史』)2頁

(55) 石田茂作「装幀」(『法華義疏解説』聖徳太子奉讃会、1971年)15頁

(56) 同上 16頁

(57) 同上 17頁

これは堀江知彦氏と同じ見解であり、見識であるが、拝観の際これが「全く夢想に過ぎない⁽⁵⁸⁾」考えであるを知り、表紙に外題が残っていることに着目している。表紙の破損が見られるにもかかわらず、外題がそのままの状態に残っているということは、題号部分を見返に貼付した理由は、損傷を避けるための保存ではなく、何か他の意図によるものなのではないかと推測しているのである。

そして、『法華義疏第一、此是大委国上宮王私集非海彼本』の墨書が義疏本文と別筆であることは既に先輩の等しく認めるところで、其の書体から奈良時代頃のものと言われている。そしてそれは義疏第一巻末の尾題「法華義疏第一」と同筆かと思われる。⁽⁵⁹⁾とし、「巻末に『法華義疏第一』と後筆する勇氣があるなら、なぜ表紙の外題『法華義疏第一』の下に書かなかったのか⁽⁶⁰⁾」と懐疑を示し、また、なぜ巻一のみであって他の巻にないのかと疑問を呈している。

そして、最後に「想像」としながらも、「これはもともとここに貼られたものではあるまい。東院落慶してその寶物展観に際し、二・三・四巻は卷子のままで陳べ、一卷だけを開いて展示し、その時の付け札であった。それを後から見返に貼ったのではあるまいかと思う⁽⁶¹⁾」と、自身の考えを披瀝している。東院の建立は行信が奏聞してこれを行ったことは『法隆寺東院縁起』に知られる⁽⁶²⁾が、その際に、付け札のようなものが付けられたのか、石田氏の説は、正に想像の域を出ない。

(58) 同上 17頁

(59) 石田茂作「装幀」(『法華義疏解説』聖徳太子奉讃会、1971年)17頁

(60) 同上 17頁

(61) 同上 18頁

(62) 護持官裁造此院(并樂田等)法師行信、「法隆寺東院縁起」(『奈良六大寺大観』五、岩波書店、1972年)108頁

しかしながら、表紙の外題と巻頭題号の関連に注目した点は、一つの視点として見過ごすことができず、この部分が『法華義疏』の伝称筆者や法隆寺の再建論に関わりを持ち、歴史的文献資料としての大きな価値を有する以上、更なる検討が必要とされることは間違いない。題号の書風に関しては、花山信勝氏の論文中に「御物本法華義疏に於ける巻首撰号の二行十四字並に題号に関しては、法隆寺大鏡の解説(大正八年二月発行)以来、奈良朝を降らざる古代に於ける追書であるとの説が一般に行われて来たが、⁽⁶³⁾」と記し、中村不折氏の鑑識についてふれ、「予が昭和七年一月に中村不折先生を訪ねて御高覧を仰いだ節、先生は御熟覧の上遂に他筆であることを確言され、殊に『宮』『此』『本』の三字並に『法』の旁『去』が全然欧陽詢の書法を倣った人の筆であることを証明せられた。随って、予は前年出版の『法華義疏』校譯上巻の註記第一に『大体御直筆と見てよかろう』として置いたが、今茲に意見を改めることを附記して置く。⁽⁶⁴⁾」と他筆であることを認め、巻首題号の書風には欧陽詢の筆法が見られるという中村不折氏の論を挙げている。

以上、巻一の冒頭部分に関しては、先行研究においてすべて、奈良時代としており、別人の筆跡としている。

また、書風が奈良時代のものであることから、天平時代の『法隆寺伽藍縁起並流記資材帳』に見られる記述と関連があるとし、「行信奉納」の際の何らかの形跡か、または、その裏付けとなる資料であると解釈、重要視している。

(63) 花山信勝「法華義疏の研究」(山喜房佛書林、昭和53年復刻)163頁 註記

(64) 同上 163頁 註記

(2) 卷一第三十四紙、先行研究で分析された「別筆の四行」

卷一第三十四紙は、西川寧氏が「別筆の四行」として、異筆であることを論じている。

花山信勝氏は、「墨色も違へば、紙色も白く、随つて貼紙された上に書かれたものであることも自ら明瞭である。⁽⁶⁵⁾」と紙色が違っていたことを述べている。

西川氏は「この四行の文字は他に比べて稚拙である。先の切れた退筆でやたらしく線も鈍重であるが、字の構成もゆるい。そこが観賞的には却っておもしろい。⁽⁶⁶⁾」と全体の印象を述べ、「大体に行楷の草率な筆記体であるが、中に乗・為・実・是・初・明・作・處・数・従・所・事・者・謂などが純然たる草体で書かれている。⁽⁶⁷⁾」と、行楷の中に、草書が含まれたものであると述べている。

そして比較対象とし、まず北魏以来の章疏を挙げ、それらを、「全體的には行書勝ちであり、それに專家の筆が少い爲めもあろうが、概してぎこちなく、乱雑なものである。⁽⁶⁸⁾」としている。

それが隋に入ると、『攝論章』（仁壽元 601）などは、「純粹な草書でない字も草書風にこなして、全体に統一のとれた美しさを示す。⁽⁶⁹⁾」とし、調和の点では、『法華義疏』、「別筆の四行」の方がはるかに劣るとしながらも、「草体としては正確にこなれていて、攝論章より一歩進み、後につづく唐代の草書例の文字を思わせる。⁽⁷⁰⁾」

(65) 同上 149 頁

(66) 西川寧「書法」(『法華義疏 解説』聖徳太子奉讃會 昭和四十六年)64～65 頁

(67) 同上 65 頁

(68) 同上 65 頁

(69) 同上 65 頁

(70) 同上 65 頁

と解説する。

しかし実際に、唐代の「草書経」と呼ばれる有紀年のもの、『天寶十二載』(753・書道博物館)、『天寶十四載』(755・スタイン)、『寶應二年』(763・スタイン)、『大曆八』(773・書道博物館)など、「全篇見事に草書化した、練達の筆⁽⁷¹⁾」と比較すると、『法華義疏』の「別筆の四行」は「草書になっている意味で唐例を思わせるのだが、草書化の度合は、唐よりもはるかにぎこちなく、これに先行することを示している。⁽⁷²⁾」とし、更に朝鮮半島、新羅僧元暁の『判比量論⁽⁷³⁾』の草書抄本と比較し、「義疏の四行の素朴さはこれに及ぶものではない。⁽⁷⁴⁾」と判断している。

このように、六朝から唐の草書を通観し、「義疏の四行の草書経としての原始性は、やはり唐にまで降らないことを示すものかと考えられてくる。⁽⁷⁵⁾」と結論付けている。

西川寧氏は、先の第一節で述べたように、『法華義疏』の書風を隋の書風とし、「別字」と「様式」の分析結果から、時代策定している。そして今また、「別筆の四行」の書風が唐に降らないとすれば、本文と別筆は、ほぼ同時代の書写ということになる。西川寧氏の説によれば、卷一第三十四紙はそれほど時を経ないで、修正が施されたということになるが、本文と「別筆の四行」との関連については論述が見られない。

花山信勝氏は、この部分の内容に関し、文脈の連続性について考

(71) 西川寧「書法」(『法華義疏 解説』聖徳太子奉讃會 昭和四十六年)65頁

(72) 同上 65頁

(73) 同上 65頁「富貴原章信博士の説によると、671～740に日本に渡来したものであるという(神田氏・昭和四十二年刊『判比量論』附載の富貴原博士の論考による)。

(74) 西川寧「書法」(『法華義疏 解説』聖徳太子奉讃會 昭和四十六年)66頁

(75) 同上 66頁

察を加えている。貼紙された部分と前後の文章が分断されず、途切れていないことを、「この貼紙の上の三行半を後人の加筆とするには余りに珍しい例であり、而も本文は少しも前後の文句と矛盾しないのである。⁽⁷⁶⁾」と述べ、文章が呼応していることから、「之を後人の修文と観ることは不可能であって、此の間だけが何等かの過失によって破損したため、それを写して貼附したものと解釈するか、又は原本の修正を見易くするために写し直したものと観る以外に途はない。⁽⁷⁷⁾」とし、過失による破損もしくは修正を更に見易くするための写し直しによるものと述べている。

また、花山信勝氏は、紙が白色であることについて記し、「墨色も違えば、紙色も白く、随って貼紙された上に書かれたものであることも自ら明瞭である。⁽⁷⁸⁾」としている。この部分の紙色について論述しているのは、これが唯一である。別筆と判断する西川寧氏の論考には見られず、紙色についての論述がある石田茂作氏の説にも、「白紙」の箇所として挙げられていない。

花山信勝氏は、卷一第三十四紙を「後人加筆の疑義」として、取り上げ、「この前後の文字と違って、所謂後人筆と疑ったものと同じ拙筆を以て書かれており、⁽⁷⁹⁾」とその書風の異なることを唱えながら、「併し若し此の一段が太子の御直筆であると証明せられるならば、上に列挙して来た疑義は一切消えて、何れも太子御自身の修正の跡と観らる可きものである。⁽⁸⁰⁾」とし、依然、聖徳太子

(76) 花山信勝「法華義疏の研究」(山喜房佛書林、昭和53年復刻)149頁

(77) 同上 149頁

(78) 同上 149頁

(79) 同上 149頁

(80) 同上 149頁

の筆になる修正貼紙との可能性を否定していない。

花山氏は、改補修正貼紙について論ずる際、冒頭には、「義疏全体に互る文字の筆法とどうしても合致しない数語が加入していることを見逃すことが出来ぬ。⁽⁸¹⁾」と、書風の違いを分明する方向を示すが、巻一第三十四紙の例から推察されるように、やはり、『法華義疏』に別人の筆蹟が存在するということを認諾する方向には向かわず、なお、「別筆の四行」と本文の筆者が同一であり、聖徳太子であるとする説を想定している。

そして、前後に文脈の連続性が見られることから、「後人の加筆とするには余りに珍しい例」であり、文章の作案は本人以外には考えられないとし、前後の文脈が通じている以上、巻一第三十四紙が「若し此の一段が太子の御直筆であると証明せられるならば、上に列挙して来た疑義は一切消えて⁽⁸²⁾」、本文と同一の筆者であるとする説が成り立つ、としているのである。

先の西川氏の説によれば、「別筆の四行」も本文の書風も、唐を降らない書風、隋の文化圏内のものである。

従って西川寧氏の説を採用すれば、同時代の筆蹟によるとの説も想定することができる。しかし、花山氏の仮定の如く、同一人の筆蹟であるとするには書風の違いが歴然としており、立証するための根拠が求められる。『法華義疏』に見られる書風の違いは、それ自体の精緻な分析と論証が必要であり、文章の連続性などから、結論を導き出すのは早計であると考ええる。

(81) 花山信勝「法華義疏の研究」(山喜房佛書林、昭和53年復刻)143頁

(82) 同上 149頁

(3) 卷四『寿量品』に見られる脇書貼紙

『法華義疏』に見られる改補修正貼紙の内、ここでは、『寿量品』の修正箇所について論述する。

第二節の表に示したように、『寿量品』には、10文字以上の貼紙で、多方面からの論述が見られるものが、2箇所ある。

いずれも、紙が白色であり、これについては、石田茂作氏、花山信勝氏の両氏に論述⁽⁸³⁾がある。石田茂作氏は、「白色紙」として抜粋し、花山信勝氏は、卷四第十九紙の貼紙について「白紙を幅広く貼って⁽⁸⁴⁾」とし、卷四第二十三紙の貼紙については「白紙を貼った上に書かれてある⁽⁸⁵⁾」としている。

2箇所の積文を以下に示す。

- ①卷四第十九紙の貼紙「一正釋。第二從諸善男子以下。結示滅非滅。就第一正釋中亦有三。第一直明示滅但約化物。第二釋」
- ②卷四第二十三紙の貼紙「皆可見。從神通力如是以下十行偈。頌上第二結示滅非實滅。但文少廣。意則是一也。」

花山信勝氏は、卷四第二十三紙の貼紙に関し、「太子の御筆蹟で前に右脇及び行下に横書きしてあった跡が見える。それを後人が『皆可見』以下の十三字を修正せんがために、白紙を幅広く貼って太子の書かれてあった脇書の文字を蔽うたがため、太子が前に消して残されてあった貼紙の上に『偈頌』以下の二十字を書き写したものの

(83) 石田茂作「裝潢」(『法華義疏解説』聖徳太子奉讃会 1971年)12頁
花山信勝「法華義疏の研究」(山喜房佛書林、昭和53年)147~148頁

(84) 花山信勝「法華義疏の研究」(山喜房佛書林、昭和53年)148頁

(85) 同上 148頁

様である。⁽⁸⁶⁾」としている。

そして、巻四第十九紙の貼紙も「そこには太子の前書された御文字の跡は見えぬけれども、恐らく亦それを明瞭にせんがために後人の書き直したものでなかろうか。⁽⁸⁷⁾」とし、2 箇所貼紙は、文字を明確にするための修正であるとしている。

この他、「上掲の二文⁽⁸⁸⁾は、その前後に互って尚ほ七回も施されている『示滅非實滅』の修訂文字と比較して、それを同筆と観るか他筆と観るかの疑問がある。⁽⁸⁹⁾」とし、修正された内容から、相互の関連可能性について指摘している。しかしここでは、踏み込んで分析を行うに至っていない。

花山信勝氏が述べたように、この2箇所以外にも、巻四には、「示滅非實滅」の文字が脇書で修正されている部分があり、7 箇所に入る。つまり、巻四には「示滅非實滅」の内容に関係した箇所が、集中して修正されていることがわかる。

書風の分析という面から考えれば、同一の文字を含んでいるということは、比較の対象、判断の材料が存在するということであり、分析により、結論は導き出されるであろうと思われる。

巻四第十九紙と巻四第二十三紙の貼紙を書風分析するためには、まず、「示滅非實滅」を含む、7 箇所貼紙の修正部分の相互比較が必要である。そして更に、『法華義疏』全体の書風と比較し、異筆であるか否かの判別を行うという手順が必要であると考えられる。

(86) 花山信勝「法華義疏の研究」(山喜房佛書林、昭和53年復刻)147～148頁

(87) 同上 148頁

(88) 巻四第十九紙の貼紙と巻四第二十三紙の貼紙を示す。

(89) 花山信勝「法華義疏の研究」(山喜房佛書林、昭和53年復刻)149頁

第四節 装演に関する先行研究と本研究の仮説

第二節において、改補修正貼紙に関する先行研究を一覧表にし、第三節においては、10文字以上の貼紙について抜粋し、内容を論述した。ここでは、先行研究と本研究で見解の異なる、巻四第六紙について取り上げ、書風分析のための仮説とする。

(1) 巻四第六紙の装演に関する先行研究

白色紙の貼紙は、第二節の表に示したように、数行に満たないものがほとんどである。その中であって、一紙すべてが白紙という巻四第六紙は、注目すべき研究対象である。

巻四第六紙の紙色については、石田茂作氏、花山信勝氏の両氏に論述が見られる。石田茂作氏は、「白色紙」として取り上げ、花山信勝氏は、「白色の上に墨色薄く⁽⁹⁰⁾」と記している。

石田茂作氏はまた、「紙色こそ異なれ、紙質は灰褐色料紙と同質であり乍ら、界線の他と異なることは、考えさせられるところが多い。⁽⁹¹⁾」と疑問点をあげている。そして、「白色紙の文字と、その前後の文字と比べるに、その間多少の違いはあるが、時を異にした同一人の筆と見られないわけではない。そうだとすると字は太子の御自筆ということになり、従って紙も飛鳥時代のものと云うことになり、当時椽紙と白紙の両様の紙が共に存したことになる。⁽⁹²⁾」と、貼紙を本人の筆によるとしている。そしてそのことで、聖徳太子の筆蹟とし、紙の年代を設定している。つまり、書風の違いを認めながら本人の筆とし、これを紙の基準に応用させることで、飛鳥

⁽⁹⁰⁾ 花山信勝「法華義疏の研究」(山喜房佛書林、昭和53年復刻)136頁

⁽⁹¹⁾ 石田茂作「装演」(『法華義疏解説』聖徳太子奉讃会 1971年)12頁

⁽⁹²⁾ 同上 12頁

時代の時代策定をしているのである。

花山信勝氏はこれを、修正又は書き直しとして扱い、後人加筆の疑義には含んでいない。修正又は書き直しの部分は「御草文中のものと御草文後のものとの二様⁽⁹³⁾」があるが、巻四第六紙は「御草文後の修正⁽⁹⁴⁾」であるとしている。花山氏は巻四第六紙を「誤字もなく、書体滑らかに清書されたもの⁽⁹⁵⁾」であるとし、著述後の本人の筆による「清書」としている。

先行研究において、石田茂作氏、花山信勝氏の両氏は、白色の紙色について論述し、書風の違いがあると認識しながら、それを本人の「清書」とし、時を隔てた同一の筆者の手による貼紙としている。

(93) 花山信勝「法華義疏の研究」(山喜房佛書林、昭和53年)137頁

(94) 同上 136頁

(95) 同上 136頁

(2) 装演の検討と本研究の仮説

『法華義疏』は、平成八年、東京国立博物館で開催された法隆寺献納宝物展の際、展示替えを通して全巻が陳列された。その際、巻四の展示においては、第六紙の箇所を含めた部分が広げられており、筆者は看見の機会を得て、先行研究記載の紙色、墨色、界線について、確認を含めた記録を取ることができた。ここでは、その記録を基に、先行研究の検討材料とし、仮説の立脚点とする。

展示の際の巻四第六紙は、紙色の白色で鮮やかなこと、照明の光に因るものなのか、白いというより青白くさえあり、全く古色がないその部分は、際立った存在で前後とは異質なものを伝えていた。まわりの部分が褐色であるため、更にその白さを浮き立たせているのかもしれない、と思われた。

実際手にとって質感を確かめられたわけではないため判断はできないが、紙質は前後のものとそれほど違わないように思われた。紙に触れることができない場合、墨の状態から紙の質感を推測することが多いが、第六紙は墨の使い方に大きな違いがあるため、覗いているだけでは、紙の同質に確信が持てない。

墨色の違いについては、花山信勝氏が「墨色薄く⁽⁹⁶⁾」としているが、特筆すべきは墨量である。墨の色が濃いか薄いかというよりも、たつぷりと筆に墨がついていると言った方が近い。どこで墨継ぎをしたのかわからないくらい、どの文字のどの線にも墨が行き渡っている。筆に含ませる墨量が多いため、穂先の効いた線が少なく、線の行方が辿れないようなものもある。巻四第六紙の貼紙の部分は、

⁽⁹⁶⁾ 花山信勝「法華義疏の研究」(山喜房佛書林、昭和53年復刻)136頁

紙面全体のどこを観ても、およそ「かすれ」と言うものがない。それに対し、その前後、灰褐色の紙の部分にはかすれを伴った文字が散見し、また、細い線が随所に見られ、命毛一本でつながっていく筆脈の方向が辿れる。こうした、筆に含ませる墨量やかすれの程度などは、我々が日常使う筆記用具の筆圧に似て、意識してもなかなか変えられない癖のようなものである。巻四第六紙の墨の扱い方は『法華義疏』全体の中では特異であると言わざるを得ない。

また、この時の展示では、ガラスケース越しにはなかったが、よく見ると界線が確認できた。界線は、石田茂作氏の論考にあるように「烏糸欄ではなく、紙の表面に籠^{かご}で押して作ったもの⁽⁹⁷⁾」であると思われ、卷子を広げた展示の一部を目で追っていくと、界線が強い籠の折り目となって、紙におうとつを作っており、相当に強いものであるということがわかる。巻四第六紙に関しては、「界線の他と異なることは、考えさせられるところが多い。⁽⁹⁸⁾」としているが、しかし、異なるにせよ、「料紙の籠による界線は、藤原時代以降鎌倉時代のものには見るが、それ以前のものには見ない。⁽⁹⁹⁾」とあり、それ自体、一つの時代性を示しているということになる。「朝鮮の傳統か、支那の傳統か、はたまた日本の創意か。⁽¹⁰⁰⁾」と疑問視する界線が、巻四第六紙にも存在するという点は、看過することはできない。

石田茂作氏はまた、一行の字詰めについて、各行統一感がなく、

(97) 石田茂作「裝潢」(『法華義疏解説』聖徳太子奉讃会 1971年)14頁

(98) 同上 12頁

(99) 同上 21頁

(100) 同上 21頁

奈良写経が一行十七字詰厳守であったのに対し、『法華義疏』は注釈書であり草稿であるため、一行に何文字という約束事がなかったのではないかと述べている。

一行の字詰めが統一されていないのは、卷四第六紙も同じであるが、しかし、行脚の処理には違いが見られる。

『法華義疏』全体、つまり、灰褐色の紙の部分では、界線内に字が収まるよう心を留めて筆を進めているため、行脚が揃っている。行脚を揃えようとする意識は働いていたと思われ、行末の文字が歪んで小さくなっているものも見られる。それに対し、卷四の第六紙は行脚が不揃いであり、その乱れが大きい。第六紙は文字の字粒が少し大きいため、行末の一文字を入れるか入れないかで、不揃いの差が広がってしまうが、文字を小さくして揃えようという配慮はなく、不揃いのままであり、『法華義疏』全体の中では異質である。

先行研究の花山信勝氏、石田茂作氏の説の如く、筆者本人の「清書」であるとするならば、紙を貼る前に書き直すことも可能であり、前後の状態よりも更に、紙面の構成が厳整でなければならないはずである。しかしながら実際は、清書であるはずの卷四第六紙の方が行脚に乱調がある。従って、先行研究に見られるように、書風と紙色の違いを至微のものとし、後の同一人の清書とするのには困難があり、書風による分析が必要であると思われる。

以上、卷四第六紙に関する紙色が白色であること、界線が見られることについては、先行研究の記述を確認する結果となった。

その他にここでは、先行研究には書かれていない、墨量の違い、行脚の不揃いを新たに挙げた。

墨量の違い、行脚の不揃いは、筆を持つ時の書き癖とも言える傾

向であるため、先行研究の「同一筆者の清書」とする説に対し、首肯することができない。

本研究では、巻四第六紙の書風が、『法華義疏』の中で異なった存在、異筆であるとの仮説を立て、比較分析を行っていきたいと考えている。巻四第六紙については、同一人の筆蹟とする説があるように、類似の要素が見られ、精緻な分析による慎重な判断が必要であると思われる。

石田茂作氏は同一筆者による時を隔てた後の清書であるとするこ
とで紙の年代を策定している。従って、筆跡が同一筆者のものでな
いとするならば、紙の年代にも疑問が生じることになり、飛鳥時代
の文化水準を知る上での論点にもなる。

第五節 先行研究の比較応用と巻四第六紙の書風に関する仮説

巻四第六紙は、先行研究において「本人の清書」とする説がある⁽¹⁰¹⁾。第四節にて墨量の違い、行脚の不揃いを挙げ、装潢に関する検討を行った。仮説への立脚点とするべく、巻四第六紙に見られる異質の要素について論述したが、分析には更に慎重な態度が求められる。

ここでは、先行研究である西川寧氏の分析内容を応用することで巻四第六紙の書風に関する仮説を導き出したいと考えている。

他の説は論拠が示されておらず、検証が不可能である。

(1)別字

西川寧氏は、「別字」の分析結果を7項目に分けて論述している⁽¹⁰²⁾。

7項目の中に挙げられたものと同じ文字が、巻四第六紙にあるのか否か、照合して抜粋した。これを以下に示す。

	西川寧氏の分析内容	文字数	巻四第六紙にあるもの	該当
1	北魏→初唐へ通行のもの	12字中	「然」	1字
2	北魏以来	29字中	「帰」「機」「爾」	3字
3	西魏→初唐へ通行のもの	2字中		
4	西魏以来	3字中		
5	隋以来	3字中	「果」	1字
6	近似の字例あるもの	13字中	西魏から「初」、北周から「乗」、隋から「華」	3字
7	他に例のないもの	8字中	「論」	1字

表に示すように、該当する文字は9文字である。

西川寧氏は分析にあたり、「以下は巻一のみについての記録による。⁽¹⁰³⁾」としている。西川寧氏の分析結果である巻一の文字と改

⁽¹⁰¹⁾ 石田茂作「装潢」(『法華義疏解説』聖徳太子奉讃会 1971年)12頁
花山信勝「法華義疏の研究」(山喜房佛書林、昭和53年復刻)136頁

⁽¹⁰²⁾ 西川寧「書法」(『法華義疏解説』聖徳太子奉讃会 昭和四十六年)59頁

⁽¹⁰³⁾ 同上 57頁

めて比較すると、9文字の中に字形の違うものが確認できる。

それは、以下の3文字である。

1 北魏 → 初唐へ通行のもの「然」

5 隋以来（唐未詳） 「果」

7 他に例のないもの 「論」

「然」は、北魏から初唐にかけ、広く通行している文字であり、「論」は、他に例がない、とある。この中で、注目すべきは、「果」の文字である。

「果」は、西川寧氏が『法華義疏』を隋代の文化圏に設定する、重要な文字の一つである。巻一においては、「田と木と上下別々に書いている。⁽¹⁰⁴⁾」としている。巻四第六紙中、「果」の文字は11例を数える。11例には、2通りの書き方が混在している。

①上下を分け、田と木にしているものが、8例。

②上下に分けず、中心の縦画が突き抜けているものが、3例。

隋文化圏に設定される書き方、①は8例である。しかし、一貫性に欠け、②の書き方が混入している。

巻四第六紙中、始めの3例は上下に分けた形で書き、次の3例は上下に分けない形で書き、残り5例はまた上下に分けた形で書く、というように統一がない。

(104) 西川寧「書法」(『法華義疏 解説』聖徳太子奉讃會 昭和四十六年) 58頁

西川氏が論述対象とした巻一には、②の書き方が1例も見られない。巻一と巻四第六紙とでは、「果」の書き方に相違が見られるということになる。

またこの他、「華」は、隋から近似の字例が見られる、という文字であり、時代策定に関連している。巻一の文字と巻四第六紙に違いは見られないものの、「華」の書き方は、2種類が存在している。巻一、巻四第六紙、いずれも同じ2種類が見られる。

西川氏の論文では「華」に関する論述がないため、どのような字形を指すのか明確にはわからない。しかし、「近似の字例あるもの」の中に分類されているのは、2種類の書き方が見られるという、こうした事情の因るものかもしれない。

以上、「華」と「果」の二つの文字をみると、「華」は、巻四第六紙においても、巻一の示す隋文化圏近似の字形と同じ書き方をしている。「果」は隋文化圏の字形を多く示しながら、巻一ほどの一貫性がない。巻四第六紙は貼紙であり、改訂の部類に属するものであるため、巻一よりも時代が溯ることはありえない。このことから、巻四第六紙は、巻一の示す隋代の文化背景を持ちながら、更に少し時代の下った文化を享受した書き手の存在を想定させるものではないかと考えられる。では、どのくらい後のものなのかということになると、1 北魏→初唐へ通行のもの「然」と7他に例のないもの「論」の二字が、巻一と巻四第六紙では違う書き方をしているため、それらを分析していくことによって、今後明らかになっていくことと思われる。

(2)様式

西川氏は様式を論ずるにあたり、「門がまえ」と「寸のついた字」を論点に挙げている。巻四第六紙の文字の中から該当の文字を取り出し、一覧表にした。

分析項目		西川寧氏の論文中	巻四第六紙	該当
門がまえ	北魏以来	「開」「間」	「開」「開」	2文字
「寸」のついた字	隋形態	「等」「得」「尋」「尊」 「時」「侍」「詩」「遵」	「壽」「得」「尊」 「傳」	4文字

「門がまえ」は、「開」「開」の二文字が見られる。

これら二字は、西川氏が論じた巻一のものと全く同じ字形をしている。

「寸のついた字」を取り出すと「壽」「得」「尊」「轉」の4文字が見られる。この中で「尊」は横画の左を短くしたものと、横画の上に乗る形のもの2例であり、これは巻一と同じである。「轉」が1例、「得」が4例、「壽」が6例であるが、いずれも巻一とほぼ同じであり、西川氏の述べている様式は強い傾向で巻四第六紙にも存在していることを示している。

以上、西川氏の時代策定によれば、巻一から抽出した「別字」及び「様式」のいずれにおいても、『法華義疏』の書風が隋代の文化圏に属するという結果が出ている。これを巻四第六紙に応用させてみると、該当の文字は「様式」において、巻一と全く同様の結果を示しているが、「別字」においては、巻一と同様の字形を多く含みながら、なお異質の要素が入り込んでおり、断定的な結論が出せない状態であることを示している。

「果」の字形は、西川寧氏が時代策定の論拠とした重要な文字である。しかし、巻一と巻四第六紙では字形を異にしている。

巻一と巻四第六紙が同一筆者であるとするならば、西川氏の根拠は覆され、『法華義疏』の時代策定の結論に疑念が生ずることになる。西川寧氏は、巻一のみを対象として、書風分析を行っている。従って、巻一と巻四第六紙が異なる字形を示していても、それがそのまま、西川寧氏の説を否定する根拠にはならない。本研究においては、巻四第六紙を異筆であると判断している。巻一と巻四第六紙が同一筆者でないとするならば、西川氏の出した時代策定の結論は覆されることなく、今後の研究如何によっては巻四第六紙が西川氏の結論を更に裏打ちし、証明する材料になるという可能性も考えられる。

本論においては、上述のような西川寧氏と本研究の違いを「仮説」とし、第六章にて異筆断定のための書風分析を行う。

第六節 本研究における分析項目と比較対象範囲の選定

本研究では、『法華義疏』の書風の分析にあたり、その意図を明確にするため、仮説を立てた上で、分析を行うことを目的としている。論点を絞り込み、分析の項目を明確にする。

前述の節から導き出された、貼紙の箇所を分析の論点とし、論証への条件を整えることで、条件の妥当性を分析する。

(1)書風分析の項目

①巻一の冒頭、題号の部分

紙色が、本文より濃い褐色をしている。

巻一の冒頭、題号の部分は、奈良時代の書風との定説がある。

本研究において、『法華義疏』の本文と書風が異なることを分析し、先行研究を立証する。

内容から、伝称筆者である聖徳太子との関連があり、『法華義疏』の伝来に関わる、『法隆寺縁起並資材帳』の天平宝字五年（761）の記述との関連、及び法隆寺の再建論に関連する。

②巻一第三十四紙、先行研究で分析された「別筆の四行」

花山信勝氏は白色紙であるとしている。

西川寧氏の説によれば、巻一第三十四紙は別筆であり、唐を降らない書風であるとしている。

花山信勝氏の説では、後人加筆の疑いがあるとして抜粋されている。しかし、前後の文脈が繋がっていることから、同一人の筆によるものである可能性があるとし、従って、聖徳太子の筆蹟であるとの説も否定していない。

③巻四寿量品に見られる脇書貼紙

巻四第十九紙の貼紙と巻四第二十紙の貼紙は、白色紙であるとい

う論述が花山信勝氏と石田茂作氏にある。

『寿量品』には、「示滅非實滅」の文を含む修正が、前後に 7 箇所ある。これらの相互比較をし、改補修正貼紙がすべて同一人の筆蹟によるものなのか、それとも、改補修正貼紙の中にも別の書風が見られるのかを判断する。その上で、『法華義疏』の筆蹟と比較し、書風の違いについて分析する。

脇書及び貼紙に含まれる「示滅非實滅」の句は仏の滅と不滅に関する、仏典解釈上の重要な争点であり、修正には何らかの意図があったものと推察される。異筆の存在を判断する書風分析は、仏典解釈に関連し、また、仏教史の変遷に関連する事項でもある。

④巻四第六紙、法師品に見られる貼紙

白色紙であり、花山信勝氏、石田茂作氏に論述がある。花山信勝氏及び石田茂作氏は、時を隔てた「本人の清書」としているが、本研究では、異筆であると考えている。

まず、墨量の違い、行脚の不揃いを挙げ、実見に基づいた筆者の管見を述べ、仮説への立脚点とした。更に、西川氏の詳細な分析結果を応用し、比較することで巻一と巻四第六紙の違いを明らかにした。異筆の判断結果は、西川氏の時代策定にも影響を与えることになる。これを本研究の「仮説」とし、異筆断定の意義を明確した。

また、石田氏は紙の年代を判断するために、根拠として書風をあげている。書風を分析することは、改補修正貼紙の紙の年代策定にも関連する。

本研究では、以上、四箇所の改補修正貼紙の部分を分析し、『法華義疏』の中に存在する異筆について判断を行う。

(2) 比較対象となる『法華義疏』の範囲設定

(1)で示した通り、改補修正貼紙に関する分析項目は、4項目に上る。①と②が巻一であり、③と④が巻四の中に存在する。本研究では、4項目の改補修正貼紙を分析するために、『法華義疏』四巻のうち、巻一及び巻四を比較対象として選択し、書風の分析を行う。

『法華義疏』は四巻に及ぶ大著である。異筆の判定を行うにあたっては、全巻を通じてすべてに比較が行われなければ、正確な判断はできないというのが通例であろう。しかし、『法華義疏』の全巻を通じた、一貫した書きぶりはこれを覆すに足るものである。

それは、第五節で論じた仮説の設定にも明らかである。異筆断定への足掛かりとして西川寧氏の分析内容を応用させ、巻四第六紙と照合したが、巻四第六紙において「果」の11例が2通りで書かれているのに対し、巻一は89例中、1例の例外なく、1通りの書き方である。

終始、筆蹟の乱れなく筆を進めており、表現の多様性は見られない。第一章で述べたように、書学において議論の対象になる機会が少なかったという理由もここに存在する。

本研究は、異筆断定のための比較対象を巻一及び巻四とする。第五節の照合は仮説の設定ばかりでなく、比較対象の範囲設定に関し、条件の妥当性について示唆を与えたことになる。

ここに至り、分析結果を導き出すための要件が整備されたことになる。